

# 都留市空家等対策基本計画の概要（平成28年3月策定）

## 背景

人口減少や高齢化による介護施設の利用などを背景に、本市においても空き家や空き店舗、空き工場等（以下「空家等」という。）の問題が表面化してきている。空家等の増加は、防災・防犯・衛生・景観等の面から市民の日常生活に影響を及ぼすおそれがあり、早急な対応が必要となっている。

## 目的

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等に関する対策についての基本的な考え方について本計画を定め、市民の安心で快適な生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、空家増加の予防から、跡地利用までを視野に入れた各種対策の展開により、地域力の向上に役立てることを目的とする。

## 計画の概要

【計画の期間】平成28年度～平成38年度（11年間）

【計画の対象地区】市全域（地域性を考慮したモデル自治会を指定）

【計画の対象】空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第1項に定められる「空家等」及び空家等の跡地

## 計画の方向性

- ① 空家等の発生抑制
- ② 空家等の有効活用
- ③ 空家等の管理不全の解消
- ④ 空家等対策推進体制の構築
  - ▶ 庁内組織の体系化
  - ▶ 総合窓口の整備
  - ▶ 空家等に関するデータベースの整備
  - ▶ 専門家、民間業者との連携

## 計画の方針

### 基本理念

- ① 市、地域、事業所等が相互に連携し、空家等の発生の抑制を図る。
- ② 空家等を地域の資源ととらえ、空家等を活用したまちづくりを推進する。
- ③ 管理が適切に行われていない空家等に対して必要な措置を講じ、市民の安心・安全な生活環境を確保する。

### 基本的な方針

#### 【空家等の管理の原則】

空家等の所有者等に財産権・所有権が保障され、所有者等が空家等を適正に管理する責任が求められる。

#### 【適正管理に向けた対策】

管理不全な空家等については、所有者等に適正な管理を行うよう促す。

#### 【自然災害時対応】

都留市地域防災計画に想定される災害⇒防災計画等の規定に基づき措置を講じる。

都留市地域防災計画に想定されない災害⇒所有者等が適切に対応することが原則。